

1

大学院の教育課程

大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行われます。

(1) 博士前期課程

○課程の修了要件（大学院学則第22条）

- 1) 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。なお、この制度により学位申請する場合は、修士論文題目届提出の際に指導教員の推薦書を添付すること。また、修士論文提出の際に業績一覧2部を併せて提出すること。
- 2) 博士前期課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。
(＊現在は博士課程教育リーディングプログラムの履修生として選抜された者に適用されている。)
- 3) 修了要件として各専攻、コースで定めた必修科目の単位を修得する必要があるため、各専攻のガイダンス及び大学院学則を確認の上、履修登録を行うこと。
- 4) 博士前期課程学生が、所属専攻以外の専攻の授業科目を履修する場合及び単位互換協定を締結している他大学大学院の授業科目を履修する場合の単位認定は下記のとおりである。

専攻	他大学大学院の科目履修	所属専攻以外の科目履修	共通科目	教職関連
比較社会文化学専攻		合計10単位まで認定可		
人間発達科学専攻		合計10単位まで認定可		
ジェンダー社会科学専攻		合計10単位まで認定可		
ライフサイエンス専攻	10単位まで認定可	指導教員の指導による		
理学専攻		合計10単位まで認定可		

他大学大学院（単位互換）、他専攻の授業科目履修については、指導教員の指導により履修すること。

○指導教員

指導教員は出願時の希望や各々の研究テーマに基づき、各コースのオリエンテーションを経て決定する。決定次第、Web入力により研究題目を登録・印刷し、指導教員の署名・押印及び申請者本人の押印のある研究題目届を学務課大学院教務担当まで提出すること。なお、主任指導教員は、入学時に配付する「教員配置」の中から選択すること。

(2) 博士後期課程

○課程の修了要件（大学院学則第23条）

- 1) 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。前項の規定にかかわらず、当該課程において優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、本学大学院博士前期課程を1年で修了した者及び他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者は、博士後期課程に2年以上在学しなければならない。

科目区分	単位数	修了単位（10単位） として認められる単位数	備考
各教員の演習・講義科目	各2単位	6単位まで	各教員が開講する演習・講義科目から履修すること
研究報告（基礎）	1単位	1単位（必修）	欄外③を参照
研究報告（発展）	1単位	1単位（必修）	
論文指導	2単位	2単位（必修）	主任指導教員または副指導教員が開講する論文指導
特別講義	各2単位	2単位まで	客員教員等による集中講義
共通科目	各2単位	2単位まで	前期課程設置と後期課程設置の共通科目のうちどちらも履修可（修了単位数に含まれない科目があるので注意すること）

科目区分	単位数	修了単位（10単位） として認められる単位数	備考
他大学大学院研究科科目	各2～4 単位	4単位まで	単位互換協定に基づく特別聴講（博士後期課程の単位を設けている研究科）

- ① 修了単位として必要な単位数は10単位である。
 - ② 研究報告（基礎）、研究報告（発展）、論文指導は必修科目である。
 - ③ 当該年度における研究の進行状況・成果・今後の研究計画等をまとめて報告する。1年次は「研究報告（基礎）」、2年次は「研究報告（発展）」とし、それぞれ1単位の科目である。1年次と2年次の1月下旬に、研究報告を指導教員全員に提出する。（主任指導教員には、学務課で配付する「研究報告届」を添えて提出すること。）
主任指導教員が適宜他の指導教員の評価を参考にして評価を行う。
また、単位認定はしないが、3年次に、研究報告（3年次）として「3年間のまとめを含む」レポートの他研究成果の印刷公表及び口頭発表等業績一覧を必ず添付の上、12月中旬に提出すること。この研究報告（3年次）を提出しないと、単位修得退学の要件を満たすことができないので注意すること。学位論文を提出せず、引き続き在学（留年）する場合も同様に研究報告（3年次）を提出すること。なお、学位論文提出者については、学位論文の要旨をもって3年次の研究報告に替えることができる。
 - ④ 同一教員から取得することのできる単位数は8単位までである。
 - ⑤ 同一名の科目を2回以上履修しても、修了単位として認められるのは1回の履修による単位である。
- 2) やむなく論文提出以前に単位を修得し退学することとなった場合には、退学願を提出すること（3月末日退学：2月末日までに、9月末日退学：8月末日までに）。退学後再入学せずに博士論文を提出する場合、単位修得退学後3年以内であれば審査における免除事項がある。なお、再入学する場合は学位論文提出可能な者とし、全指導教員の許可が必要となる。

○指導教員

博士後期課程では、深い専門性と同時に幅広い視野を修得させるため複数指導教員制をとっている。専門領域の教員を主任指導とし、隣接する領域の研究者を副指導教員とすることができる。学生はまず主任指導教員1名を決めた上で、学生の研究テーマに合わせて、より専門に近い副指導教員（原則として1名以上）を決める。

ただし、比較社会文化学専攻の副指導教員は、原則として2名とする。主任指導教員は、入学時に配布する主任指導担当教員一覧の教員の中から選択すること。

学生は、各指導教員と常に自己の研究内容の進行状況の連絡を保ち、相談しアドバイスを受けつつ研究を進め、年間の成果を「研究報告」レポートとしてまとめる。学位論文作成については、主として主任指導教員から指導・アドバイスを受けることとなる。

(3) 特別研究派遣学生（大学院学則第19条）

- 1) 他の国立大学法人大学院若しくは国立研究所等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 2) 名古屋市立大学の大学院との協議に基づき、学生が名古屋市立大学大学院薬学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 3) 学習院大学の大学院との協議に基づき、学生が学習院大学大学院自然科学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 4) 北里大学の大学院との協議に基づき、学生が北里大学大学院薬学研究科において必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- 5) 他大学等において研究指導を受けようとする場合は、次の書類を添えて学務課大学院教務担当へ提出すること。（研究指導を受ける開始月の3ヶ月前の末日までに提出）
 - ① 特別研究派遣学生申請書（別記様式3）【P. 41参照】
 - ② 指導教員の推薦書（A4版様式適宜、押印必要）
 - ③ 研究計画書（A4版）
- 6) 研究指導を受ける期間は、博士前期規程では1年を、博士後期課程では2年を、それぞれ超えないものとする。